

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
(流動負債の区分表示)	(流動負債の区分表示)
第四十九条　【略】	第四十九条　【同上】
2　【略】	2　【同上】
3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。	3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。
〔4～6　略〕	〔4～6　同上〕
(当期純利益又は当期純損失)	(当期純利益又は当期純損失)
第九十五条の五　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。	第九十五条の五　【同上】
一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、防衛特別法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）	一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）
〔二・三　略〕	〔二・三　同上〕
〔2～4　略〕	〔2～4　同上〕

(切放し法の適用に関する注記)

第二百二十二条の二 当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損又は棚卸資産の帳簿価額の切下額に関し、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 「略」

2 「略」

3 前二項の規定にかかわらず、第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

(切放し法の適用に関する注記)

第三百五条の二 当中間会計期間に係る有価証券の減損処理に基づく評価損又は棚卸資産の帳簿価額の切下額に関し、切放し法を適用した場合には、その旨を注記しなければならない。

(営業外費用の表示方法)

第二百九十三条 「同上」

2 「同上」

3 第九十三条の規定は、リース負債に係る利息費用について準用する。

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「条を加える。」